

日本糖尿病学会糖尿病専門医・日本糖尿病学会研修指導医・日本糖尿病学会認定教育施設・
日本糖尿病学会教育関連施設の更新規定

第1章 日本糖尿病学会専門医の更新

- 第1条 日本糖尿病学会糖尿病専門医（以下専門医と略す）の更新を申請するものは、次の各号の条件を全て満足することを要する。
- (1) 専門医として認定された後も連続して本学会の会員であること。
 - (2) 原則として更新時、日本内科学会の認定内科医または日本小児科学会の専門医として認定されていること。
 - * (3) 専門医の更新に必要な単位は分野1, 2および4から50単位以上、かつ分野3から20単位以上である。別表に従って過去5年間に取得した単位を集計すること。
 - (4) 過去5年間に入院または外来糖尿病患者20症例（ただし小児では5症例）以上の治療経験を有すること。
 - (5) 糖尿病患者教育を行っていること。
- 第2条 専門医の認定更新を希望するものは次号に定める申請書類に更新審査料を添えて専門医認定委員会に提出するものとする。なお、初回認定から3回更新手続きを完了している場合は、4回目の更新より、(2) 症例報告の提出を免除する。
- (1) 専門医認定更新申請書
 - (2) 症例報告20症例（ただし小児では5症例）
 - (3) 日本内科学会認定内科医証、または日本小児科学会専門医認定証（写し）
 - (4) 糖尿病患者教育に関する資料（認定期間内に行った活動を1件）
 - (5) 更新手続き時に単位が不足している場合は、加算する単位に関する資料、参加予定集会の申告
- 第3条
1. 特別な事情があり更新が不可能な場合、その事情を記した書類を添付して、認定期間の延長を申請することができる。
 2. 専門医の認定更新を希望するもので、専門医の更新手続きに下記の支障がある場合には、専門医の資格を停止し、支障が解除された場合、資格停止を解除するものとする。但し解除後の認定期間は、その支障が生じた時点で残っていた認定期間とする。
 - (1) 留学
 - (2) 産前産後休業・育児休業
 - (3) 長期療養
 - (4) その他
 3. 専門医認定委員会で承認された場合、第1項につき認定期間は延長され、第2項につき資格停止期間が決定される。
- 第4条 専門医を取得した日または前回の更新から10年を越えて更新が出来なかった場合、資格停止の解除と認定更新を希望するものは、専門医認定委員会に届出書を提出する。届出書提出から3年以内に次号に定める申請書類に更新審査料を添えて、専門医認定委員会に提出するものとする。なお申請書類は、届出後の実績を基に作成する。
- (1) 専門医認定更新申請書
 - (2) 症例報告（30症例）
 - (3) 学術活動に関する単位数を合計36単位以上取得したことを証明する資料（必要単位の内訳は、分野2の1, 2, 3, 4から16単位以上、分野3から20単位以上とする）
 - (4) 日本内科学会認定内科医証、または日本小児科専門医認定証（写し）
 - (5) 糖尿病患者教育に関する資料
- 第5条 更新審査料は30,000円とする。既納の更新審査料は、いかなる事由があっても返還しない。
- 第6条 所定の日限までに専門医更新手続きが完了せず、次年度以降に更新が延長された場合、次年度のみ更新審査料は10,000円とする。
- 第7条 専門医認定委員会は毎年1回申請書類によって更新を認定する。

第2章 日本糖尿病学会研修指導医の更新

- 第8条 日本糖尿病学会研修指導医（以下研修指導医と略す）の更新を申請するものは、専門医の更新申請と同時に研修指導医の更新を申請するものとする。
- 第9条 専門医の資格が停止された場合、専門医の資格が停止している間は、日本糖尿病学会研修指導医の資格も停止する。

第3章 日本糖尿病学会認定教育施設の更新

- 第10条 認定された翌年から毎年、当学会認定の研修指導医・特例研修指導医・専門医のリストおよび糖尿病臨床研修を行っている医師のリスト等を含む、認定教育施設年間報告書を提出するものとする。
- 第11条 更新時には、申請時と同じ申請書類および所定の認定教育施設年間報告書を提出するものとする。

第4章 日本糖尿病学会教育関連施設の更新

- 第12条 認定された翌年から毎年、当学会認定の専門医リストおよび糖尿病臨床研修を行っている医師のリスト等を含む、教育関連施設年間報告書を提出するものとする。
- 第13条 更新時には、申請時と同じ申請書類および所定の教育関連施設年間報告書を提出するものとする。

第5章 認定証の交付

- 第14条 本学会理事長は専門医・研修指導医・認定教育施設・教育関連施設の更新を認定されたものに対して理事会の議を経て認定証を交付し、学会の通信媒体に発表する。

第 6 章 規定の改廃

第 15 条 本規定の改訂は専門医認定委員会および理事会の議決による。

* 第 1 条の (3) の変更について、：2011 年 11 月 27 日更新規定改訂
適用は 2012 年 4 月 1 日からとする。実施は 2012 年 5 月の学術集会からとする。
2013 年 9 月 4 日更新規定一部改訂
2014 年 5 月 21 日更新規定一部改訂
2014 年 11 月 30 日更新規定一部改訂
2015 年 11 月 23 日更新規定一部改訂
2016 年 5 月 18 日更新規定一部改訂
2017 年 5 月 17 日更新規定一部改訂
2018 年 12 月 22 日更新規定一部改訂
2021 年 3 月 14 日更新規定一部改訂
2023 年 12 月 10 日更新規定一部改訂
2024 年 11 月 24 日更新規定一部改訂